

2. 続けて手当を受ける場合

●現況届（毎年6月に提出）

6月分以降の児童手当等を受けるには
現況届が必要です！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が
受けられなくなりますので、**ご注意ください。**

【現況届に必要な添付書類】

○請求者が被用者（会社員など）の場合

→ **健康保険被保険者証の写し**など

この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

3. 以下の1～4に該当するときは、 届け出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. **島原市の中で住所が変わったとき**、または養育している児童の住所が変わったとき
3. 受給者の方、または養育している**児童の名前が変わったとき**
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、
ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、
法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額
一律5,000円）を支給します。

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に島原市役所と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

児童手当制度 のご案内



**毎年6月の現況届も
お忘れなく！**

（問い合わせ先）

〒855-8555

島原市上の町537番地

島原市役所 福祉保健部

こども課 こども家庭班

Tel. 63-1111（内線 278）



児童手当について

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限については裏面をご覧ください。）

※ 「3歳未満」とは、児童の3歳の誕生月を含みます。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

支給月	支給内訳
6月	2, 3, 4, 5月分
10月	6, 7, 8, 9月分
2月	10, 11, 12, 1月分

支給月の各10日が支給日ですが、10日が銀行休業日の場合は、その前の営業日に支給します。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 1 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 2 父母が離婚協議中などにより別居して一定の要件を満たす場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- 4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 5 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設定者や里親などに支給します。



1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、島原市に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月の手当から支給します。申請は早めをお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

○請求者が被用者（会社員など）の場合
→ 健康保険被保険者証の写しなど

この他にも、請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

※認定請求書には、請求者等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

●出生の日の翌日から15日以内に、申請が必要です！

里帰り出産などで、母親が一時的に島原市を離れている場合も、島原市役所への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村に住所が変わったとき

●転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

3. 振込口座を変更するとき

●変更後の通帳を持参して、支給日の1か月前までに届け出てください。

※受給者以外（児童・配偶者等）の口座に振り込むことはできません。
※口座の解約や名義変更をした場合も届け出てください。

●寄附について

地域における児童の健やかな成長を支援するために、児童手当を役立てて欲しいとお考えの方には、寄附を行う手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。